

第7回 石川県地方港湾審議会幹事会

議 事 録

平成30年8月30日（木）13時30分

石川県庁 行政庁舎14階1405会議室

第7回 石川県地方港湾審議会幹事会

日時 平成30年 8月30日（木）13時30分

場所 石川県庁 行政庁舎 14階 1405会議室

1 開会

【司会】 ただいまから、第7回石川県地方港湾審議会幹事会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます念介と申します。どうぞよろしく願いいたします。

2 港湾管理者あいさつ

【司会】 それでは、会議次第に従いまして、はじめに、港湾管理者である石川県の板屋土木部長が挨拶を申し上げます。

【板屋土木部長】 石川県土木部長の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は第7回石川県地方港湾審議会幹事会へご案内いたしましたところ、ご多忙の中、多くの幹事の方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、平素より石川県の港湾行政にご支援、ご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。本日、金沢港について審議していただくのですが、金沢港をはじめ石川県は新幹線の開業をきっかけに全国に注目され、観光産業をはじめ、さまざまな経済活動が顕著に活性化している状況でございます。特に人の交流が盛んになってきており、港も含めて国内外から県内に多数の方々に来ていただいているところでございます。またコンテナなどの物流も活発になってきている状況であります。現在、金沢港では仮設テント等でクルーズ客を受け入れているところであり、コンテナと混在しないように金沢港の再整備を行っているところであります。工事の状況としましては、国で進めていただいております老朽化した無量寺岸壁の工事や県で進めている東部工業用地における新たなコンテナ上屋工事が着実に進んでおりますし、老朽化したみなと会館を新しくする金沢港クルーズターミナルの工事や港へのアクセス道路や駐車場、緑地の整備も今後予定しております。こうした状況の中、無量寺岸壁で大型旅客船を受け入れるために必要な港湾計画の変更をお願いするものであります。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。なお、板屋土木部長につきましては所用により、ここで退席させていただきます。

3 幹事会幹事紹介

【司会】 お配りしております資料の確認をお願いいたします。上から順番に、本日の会議次第、座席表、石川県地方港湾審議会名簿、幹事会名簿、石川県地方港湾審議会条例、運営要綱、幹事会への委任事項、それと本日ご審議いただきます「金沢港港湾計画書(案)」及び「金沢港港湾計画資料(案)」。また、パンフレットとしまして、PORT OF KANAZAWA 2018。以上が本日の資料でございます。お手元の資料で不足などはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次第に基づき、幹事の皆様方の紹介をさせていただきます。お手元の座席表をご参照ください。

北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長の畠田幹事です。

【畠田幹事】 畠田でございます。

【司会】 第九管区海上保安本部金沢海上保安部次長の長谷川幹事です。

【長谷川幹事】 長谷川でございます。

【司会】 大阪税関金沢税関支署長の朝長幹事です。

【朝長幹事】 朝長でございます。

【司会】 北陸地方整備局金沢河川国道事務所長の山田幹事の委任代理人といたしまして、安達副所長です。

【山田幹事(安達代理人)】 安達でございます。

【司会】 北陸信越運輸局石川運輸支局次長の谷内幹事です。

【谷内幹事】 谷内でございます。

【司会】 名古屋植物防疫所伏木富山支所小松空港出張所長の栖山幹事です。

【栖山幹事】 栖山でございます。

【司会】 金沢市都市政策局長の松田幹事です。

【松田幹事】 松田でございます。

【司会】 石川県企画振興部次長の内田幹事は急件が入りまして、欠席となります。

続きまして、石川県生活環境部次長の宮下幹事です。

【宮下幹事】 宮下でございます。

【司会】 石川県港湾活用推進室長の臼井幹事の委任代理人と致しまして、山口港湾活用推進室次長です。

【臼井幹事(山口代理人)】 山口でございます。

【司会】 石川県農林水産部次長の新谷幹事の委任代理人と致しまして、山下次長兼水産課長です。

【新谷幹事（山下代理人）】 山下でございます。

【司会】 石川県土木部次長の畠山幹事は議会対応により欠席とさせていただいております。次に、事務局をご紹介させていただきます。蟹由土木部次長兼港湾課長です。

【事務局】 蟹由でございます。

【司会】 以上のとおり、本日の出席者数は幹事総数 12 名中 7 名、代理出席 3 名でございます。過半数を超えておりますので、幹事の過半数以上の出席を開催要件とした石川県地方港湾審議会運営要綱第 7 条第 4 項の規定により、本幹事会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

4 幹事会会長選出

【司会】 次に幹事会の会長の選出についてです。

本幹事会の会長は石川県地方港湾審議会運営要綱第 7 条第 4 項の規定により、幹事の皆様方の互選により決定することとなっております。事務局案といたしまして北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長の畠田幹事に会長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

【司会】 ありがとうございます。異議はないようですので畠田幹事を幹事会の会長に選出させていただきます。なお、本幹事会の議長につきましては、石川県地方港湾審議会運営要綱第 7 条第 4 項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、畠田幹事会会長におかれては、議長席にご移動をよろしく申し上げます。

5 幹事会会長あいさつ

【司会】 それでは、畠田幹事会会長よりご挨拶をいただき、以降の議事進行をお願いいたします。

【幹事会会長】 ただいま会長の推薦をいただきまして、本日の議長を務めさせていただきます畠田でございます。よろしくお願いいたします。幹事の皆様方には日頃より港湾行政にご理解とご協力をいただいております。感謝しております。本日の審議事項は金沢港の港湾計画の変更についてでございます。皆様方には、金沢港に携わっている様々な業務があるかとは思いますが、大所高所からの忌憚のないご意見をいただくとともに円滑な議事の進行にご協力いただくようお願いいたします。

6 議事録署名員指名

【幹事会会長】 それでは、これから議事を進めてまいりたいと存じますが、議事に入ります前に、まず議事録署名委員を石川県地方港湾審議会運営要綱第5条第1項により、指名することになっております。議長が指名した委員2名が、作成された議事録に署名押印するということになっておりまして、私の方から長谷川幹事と本日は不在ではありますが、臼井幹事の2名を指名させていただきます。

〔「異議なし」と言う声あり〕

7 諮問書朗読

【幹事会会長】 続きまして、議事に入らせていただきます。

本日、ご審議いただく事項は、お手元の会議次第のとおり、「金沢港港湾計画の軽易な変更について」でございます。これにつきましては、本年8月1日付けで、石川県知事から石川県地方港湾審議会に対し、諮問があったものでございます。それでは、事務局から諮問書を読み上げていただきます。

【事務局】 それでは、石川県知事から本審議会に対する諮問書を読み上げます。

諮問港第1号 石川県地方港湾審議会会長 山根隆行 様

港湾法第3条の3第3項の規定により、金沢港港湾計画の軽易な変更について、石川県地方港湾審議会の意見を問います。

平成30年8月1日 金沢港港湾管理者 石川県

代表者 石川県知事 谷本 正憲

以上でございます。

8 議案審議（金沢港の現況）

【幹事会会長】 引き続きまして、「金沢港の現況」と「金沢港港湾計画の軽易な変更」の内容につきまして、事務局の説明を求めます。

【事務局】 金沢港の現況について説明させていただきます。

〔スライド1枚目〕

金沢港の施設概要でございますが、四角い黄色い枠で囲んでありますのが、県が所有するふ頭です。右上から、産業機械や建設機械を取り扱っている大浜ふ頭。左下へうつりまして、石油製品を扱っている石油ふ頭。さらに下へうつりまして、石灰石などを取り扱っている五郎島ふ頭。さらに下にうつりまして、本港2基目のガントリークレーンが稼働し

ましたコンテナなどを取り扱う御供田ふ頭。その左には、RORO船などが着岸する戸水ふ頭。左上へうつりまして、現在工事中ではありますが、旅客船が接岸する無量寺ふ頭となっております。

〔スライド2枚目〕

次は金沢港の貨物取扱量です。平成21年はリーマンショックで下がってはおりますが、近年は300～400万トンの間で推移し、去年は、過去10年間で最高となる約341万トンを取り扱っております。主な貨物は、輸出では、輸送用車両、産業機械。輸入では、糸などの紡績製品。国内の取扱では、石油製品が多くなっています。グラフの中で、黄色と緑色の部分が国内貿易でありまして、全体の約7割となっております。また水色とピンク色は外国貿易でありまして、全体の約3割となっており、少しずつではありますが、増加傾向となっております。

〔スライド3枚目〕

続きまして、コンテナ貨物取扱量ですけれども、去年は64,306本を記録し、2年連続で過去最高を更新しました。主な取扱貨物としては、輸出は建設機械や産業機械、輸入は糸や建機部品となっており、主要な相手国は中国や韓国です。また、本年の6月末までの取扱量は、平成29年の6月末までの取扱量を9%上回っている状況であります。

〔スライド4枚目〕

国際定期航路についてでございますが、コンテナ航路数は金沢港と釜山、上海を結ぶ航路に加え、本年5月より大連、青島と金沢港を結ぶ直行便が2年半ぶりに開設されました。これにより、航路数はコンテナ航路が週8便、さらにRORO航路が週2便の計週10便と、全国の重要港湾中トップクラスとなっております。

〔スライド5枚目〕

次にクルーズ船の入港状況でございます。県ではこれまで、「多様な船会社の誘致」、「金沢港発着クルーズの誘致」、この2点を大きな柱として、具体的には、「海外船会社へのポートセールス」、「海外のクルーズ見本市への合同出展」などに積極的に取り組んでまいりました。この結果、クルーズ船の寄港が急増しておりまして、今年は45本と昨年を引き続き非常に多くの寄港が見込まれています。左のグラフでは県内での前後泊が期待でき、経済的にも非常に効果的な金沢港発着の本数が多いことがわかります。右のグラフでは近年、金沢港に入港するクルーズ船が大型化していることがわかるかと思えます。

〔スライド6枚目〕

金沢港の整備についてですが、「大浜国際物流ターミナル」「無量寺岸壁再整備」「金沢

港機能強化整備」の3つがありますが、大浜地区の国際物流ターミナル整備では、岸壁工事が平成28年3月に完了したところであり、引き続き国直轄事業で、水深12mで供用している航路の水深13m化に向けて浚渫工事を進めていただいているところでもあります。無量寺岸壁の再整備については、港湾施設の老朽化・大規模地震や増大したクルーズ船の利用に対応するため、平成29年3月に国直轄事業として新規事業採択され、現在、整備が進められております。機能強化整備事業につきまして次のスライドで説明いたします。なお、御供田国際コンテナターミナルでは、作業効率の大幅な向上とバックアップ機能の確保を図る目的で整備が進められておりましたガントリークレーン2号機が今年4月に供用しております。

〔スライド7枚目〕

金沢港の機能強化については、昨年、効率的な荷役作業のためのコンテナ上屋の移転集約と、クルーズ乗船客の利便性の向上のための新たなクルーズターミナルの整備を柱とする「金沢港機能強化整備計画」を策定し、現在、これに基づき整備を進めています。1点目として、「金沢港クルーズターミナル」ですが、C I Q・待合施設に加え、観光案内や物販、レストランなどを配置するとともに、イベントや展示、子どもたちの港に関する学習の場など賑わいの創出にも工夫を凝らすこととしており、本年秋に工事着手することとしております。2点目は、港内道路や、駐車場及び緑地を整備することとしており、本県の海の玄関口にふさわしいものとします。3点目は、現在、無量寺ふ頭、戸水ふ頭に点在するコンテナ上屋を、東部工業用地に集約して新たな大型コンテナ上屋を整備し、荷役の効率化を図ることとしており、現在、上屋の整備などを進めているところです。これらの整備については、東京オリンピック・パラリンピック開催前年の2019年度までの完成を目指し、現在、進めているところでございます。

〔スライド8枚目〕

続きまして、金沢港港湾計画の軽易な変更について、説明させていただきます。まず、金沢港の港湾計画の経緯についてご説明いたします。金沢港は昭和40年7月に港湾計画を新規に策定しております。その後、昭和45年、昭和49年、昭和62年と3回の改訂の後、現在の港湾計画の改訂を平成14年度に行っております。この改訂では、金沢港の港湾機能の再編として、無量寺は旅客船、戸水はフェリー、御供田はコンテナを取り扱うことを計画しております。その後、平成18年2月の一部変更では、大浜大水深岸壁を13mの2バースに変更し、平成20年3月の一部変更では、大浜地区の企業立地に合わせて栗崎工業用地の土地利用計画の変更を行っております。平成24年3月の一部変更では、水域計画の変

更に伴い、港湾区域を拡大しております。平成 27 年 2 月の軽易な変更では、2 基目のガン
トリークレーンを整備するために御供田 2 号岸壁の計画を変更しております。平成 29 年
11 月の軽易な変更では、金沢港機能強化整備計画に着手するために土地利用計画の変更を
行っております。

〔スライド 9 枚目〕

続きまして、今回の変更内容について説明させていただきます。はじめに変更理由とし
て、「1、南地区において、旅客船の大型化に対応するため、旅客船埠頭計画、水域施設計
画を変更する。」「2、南地区において、旅客船埠頭計画の変更に伴い、小型船だまり計
画を変更する。」としており、旅客船埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画の 3 点につ
いて変更するところであります。旅客船埠頭計画については、無量寺岸壁で水深 7.5m、延
長 240m としているところを水深 10m、延長 360m に変更します。水域施設計画については、
無量寺岸壁前面の泊地 4.9ha の計画水深を 7.5m から 10m に変更します。小型船だまり計
画については、今まで設定していた 150m のうち 120m を旅客船埠頭計画に合わせて水深を 10m
に変更します。

〔スライド 10 枚目〕

続きまして、旅客船埠頭計画および水域施設計画について説明させていただきます。従
来の計画では、対象船舶が 2 万トン級の旅客船であり、水深 7.5m で延長が 240m の岸壁が
必要だったところ、近年の旅客船の大型化に対応すべく、対象船舶を 10 万トン級の旅客船
とし、旅客船埠頭計画を水深 10m、延長 360m に変更するものであります。

〔スライド 11 枚目〕

続きまして、小型船だまり計画についてです。現在は無量寺岸壁 390m のうち、150m が
小型船だまりとして、水深 7.5m で計画しております。今回、小型船だまり計画自体は延長
や配置は変更しませんが、旅客船埠頭計画が水深 10m に変更することに伴いまして、小型
船だまり計画 150m のうち 120m の水深が 10m になり、残り 30m が水深 7.5m のままと
なるため、小型船だまり計画の水深の変更を行うものであります。

続きまして、お手元にございます港湾計画書の本紙で説明していきたいと思
います。金沢港港湾計画書（案）をご覧ください。

（港湾計画書の本紙 港湾計画履歴）

表紙を開いていただいたところに今までの金沢港の港湾計画の変更履歴をま
とめさせていただきます。先ほどもご説明させていただきましたが、金沢港の
港湾計画を平成 14 年の改訂したものを部分的に変更し、今の計画に至
っているところであります。

(港湾計画書の本紙 目次)

次に目次ですが、今回の港湾計画書は「変更理由」と「港湾施設の規模及び配置」で構成されておりまして、旅客船埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画の変更についてまとめております。

(港湾計画書の本紙 1 ページ目 変更理由)

続きまして1 ページ目の変更理由についてです。変更理由は先ほどご説明したとおり、旅客船の大型化に対応するため、旅客船埠頭計画と水域施設計画を変更する。また、旅客船埠頭計画の変更に伴い、小型船だまり計画を変更することとしております。

(港湾計画書の本紙 2 ページ目 旅客船埠頭計画、水域施設計画)

続きまして2 ページ目。まず、旅客船埠頭計画についてですが、既設の水深 7.5m、延長が 240m だったところを水深 10m、延長を 360m に変更します。埠頭用地 4ha につきましては無量寺埠頭の面積を示しており、今回は変更せずに対応したいと思っております。次に水域施設計画について、无量寺岸壁前面の水域の一部 5ha の計画水深を 7.5m から 10m に変更します。5.5～7.5m の水域は隣接する无量寺突堤前面の泊地を示しており、今回は変更致しません。

(港湾計画書の本紙 3 ページ目 小型船だまり計画)

続きまして3 ページ目。小型船だまり計画については、今まで設定していた 150m のうち 120m を旅客船埠頭計画の変更に合わせて水深 10m に変更し、7.5m の部分と 10m の部分が生じるため、このようなまとめ方となります。

(港湾計画書の本紙 4 ページ目 金沢港港湾計画位置図)

4 ページ目は変更する箇所の位置図です。赤丸が南地区の无量寺岸壁および水域を示しております。

(港湾計画書の本紙 5 ページ目 金沢港港湾計画図)

5 ページ目は変更する箇所を拡大した港湾計画平面図となります。中央部の青色の泊地および无量寺岸壁が今回変更となる部分であります。

以上、簡単ですが、今回の港湾計画の変更についての説明とさせていただきます。

なお、本幹事会の開催に先立ち、国、県、市の関係行政機関および水先人、漁協と書面による協議を行っておりまして、金沢海上保安部よりご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。「石油岸壁前の航路の幅員が 250m であり、対象船舶である 10 万トン級の全長である 294m 以上を確保できておらず、技術基準に合致していないため、その点について、幹事会でご説明願いたい。」との意見をいただいております。この点につ

いて説明します。

航路の幅員が不足しているのではないかというご意見ですが、これにつきましては、「船舶が行き会う可能性のある航路」とした場合はご意見のとおりであります。金沢港の航路は「船舶が行き会う可能性のない航路」と考えており、対象船舶の全長の0.5倍以上の適切な幅という技術上の基準を満足すると考えております。

なお、金沢海上保安部以外の方々からは意見なしとの回答をいただいております。以上、簡単ですが、事務局からの説明を終わります。

【幹事会会長】 ただいま説明がありました、金沢港港湾計画の軽易な変更案について審議に入りたいと存じます。委員の皆様方から、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【長谷川幹事】 先ほど、事務局から紹介がありましたとおり、私どもと致しましては、本件軽易な変更に関しまして、対象船舶の全長と航路の幅員との関係につきまして、疑問がございます。疑問と申しますのは、南地区の旅客船埠頭計画の規模を100,000GT級の旅客船に対応した規模とする計画が示されていますが、100,000GT級の旅客船を港湾の施設の技術上の基準に照らし合わせますと標準船型では全長が294mと示されています。一方で、金沢港の港口から南地区に至る水路の最狭部の航路の幅員は250mであり、港湾の施設の技術上の基準・同解説で定められている対象船舶の全長以上の適切な幅との基準を満たしていないように考えられるのですが、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】 先ほど、委員からご指摘いただいた航路の幅員につきましては、委員は、船舶の全長に比べ、航路の幅員が狭いことから航路の幅員が不足しているのではないかという趣旨で発言していただいたものと思います。これにつきましては、「船舶が行き会う可能性のある航路」とした場合、委員のご指摘とおりですが、これから説明させていただく船舶の安全な航行を図るための対策を取り、金沢港の航路を「船舶が行き会う可能性のない航路」として取扱わさせていただくことにより、私どもとしては、技術上の基準である対象船舶の全長の0.5倍以上の適切な幅を満たすと考えています。船舶の安全な航行を図るための対策として、全長250mを超える船舶が入出港する場合には、私ども港湾管理者として、まず1点目、金沢港の利用者である、船舶運航者、船舶代理店、漁協、小型船舶関係者等との連絡体制を確立したいと考えております。2点目といたしまして、今ほど説明させていただいた連絡体制を活用し、外国船籍、日本船籍、小型船舶等との行き会い調整を実施したいと考えております。3点目といたしまして、大型客船が入港する場合には、漁船、プレジャーボート等の小型船舶に対して、進路警戒船を配備させ、警戒を実施いた

します。以上により、安全対策に万全を期し、その対策により金沢港の航路を利用する船舶が行き会う可能性のない航路として取り扱い、技術上の基準を満たすと考えております。

【長谷川幹事】 わかりました。それでは、港湾管理者として、それらの対策をいつの時期までに実現されるおつもりでしょうか。

【事務局】 港湾管理者といたしましては、皆様に審議していただいています港湾計画の変更後、金沢港機能強化整備や無量寺岸壁再整備が終わり、客船が無量寺に入港するまでに先ほど説明させていただきました対策を実現することとしています。

【幹事会会長】 ほかにご質問、ご意見はございませんか。ご発言がないようですので、本日の議案につきまして、とりまとめさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

【幹事会会長】 それでは、本件につきまして、石川県知事に対し答申しなければならないわけですが、これまでのご審議の状況から、適当である旨の答申をしてよろしいのではないかと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

【幹事会会長】 どうもありがとうございました。それでは、そのように取りはからうことといたします。なお、答申の文案につきましては、恐縮ではございますが、私にお任せ願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

【幹事会会長】 どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議はすべて終了ということでございます。議事の円滑な運営につきまして、幹事の皆様方からご協力を賜り、誠にありがとうございました。

【司会】 畠田幹事会会長、議事進行をいただきありがとうございました。また、幹事の皆様方におかれましても、本日は大変お忙しい中、ご審議を賜り、大変ありがとうございました。以上をもちまして、第7回石川県地方港湾審議会幹事会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。